

＊北海道公報

発行 北海道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-264)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目次 ページ

訓 令

○北海道文書管理規程の一部を改正する訓令..... (法制文書課) 1

訓 令

北海道訓令第7号

本 庁
出 先 機 関

北海道文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成16年4月1日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道文書管理規程の一部を改正する訓令

北海道文書管理規程（平成10年北海道訓令第7号）の一部を次のように改正する。

第8条第3項中「手続」の次に「（第1号イに掲げるものにあつては、收受番号の記入に限る。）」を加える。

第24条第7項中「第5項」を「第6項」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項を同条第7項とし、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項中「前項」を「第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 第1項の文書番号及び前項の標題別の文書番号は、それぞれ会計年度ごとの一連番号とする。

第29条第3項中「第24条第5項及び第6項」を「第24条第6項及び第7項」に改める。

別表の付表中

知事室秘書課
知事室国際課
総合防災対策室
総合防災対策室原子力安全対策課
行財政システム改革推進室

を

危機対策室
危機対策室原子力安全課
行財政改革推進

課 防 災
対 原 安
策 行 革
室

に、

総 合 企 画 部	政策室（広報広聴課を除く。）	政 策 室
	政策室広報広聴課	広報広聴課
	地域振興室地域政策課	地 域 振 興 室 地 域 政 策 課
	地域振興室市町村課	市 町 村 課
	交通企画室交通企画課	交 通 企 画 室 交 通 企 画 課
	新幹線対策室	新 幹 線 対 策 室
	IT推進室情報政策課	情 報 政 策 課
	IT推進室情報基盤課	情 報 基 盤 課
	総務課	企 業 総 務 課
	科学技術振興課	科 学 技 術 振 興 課
計 画 室	土地水対策課	地 域 水 道 課
	経済調査課	経 済 調 査 課
	統計課	統 計 課
	道民相談センター	道 民 相 談 セ ン タ ー
	有珠山火山活動災害復興対策室	有 珠 山 火 山 活 動 災 害 復 興 対 策 室
		復 興 課
		地 域 振 興 課
		地 域 振 興 課
		地 域 振 興 課
		地 域 振 興 課

を

知事政策部	参知知知
企画振興部	計画課 計画課 計画課 地域振興課 地域振興課 地域振興課 交通課 IT課 IT課 総務課

子供と高齢者の交通事故を防ぐ春の全国交通安全運動

事 務 室 秘 書 課	知 政 務 課
事 務 室 広 報 広 聴 課	広 報 広 聴 課
事 務 室 国 際 課	国 際 課
室（経済調査課及び統計課を除く。）	計 画 室
室 経 済 調 査 課	経 済 調 査 課
画 室 統 計 課	統 計 課
振 興 室 地 域 政 策 課	地 域 振 興 室 地 域 政 策 課
振 興 室 市 町 村 課	市 町 村 課
域 主 権 推 進 室	地 域 主 権 推 進 室
企 画 室 交 通 企 画 課	交 通 企 画 室 交 通 企 画 課
幹 線 対 策 室	新 幹 線 対 策 室
推 進 室 情 報 政 策 課	情 報 政 策 課
推 進 室 情 報 基 盤 課	情 報 基 盤 課
務 課	企 業 総 務 課
学 技 術 振 興 課	科 学 技 術 振 興 課

に、「産業政策推進室」を

「経済政策室」「新産業振興室」に、
「産業振興課」「地域産業課」「金融貿易経済交流課」
振産融経を「商工業振興課」「商工業支援課」「商業経済交流課」「商金融経」に、
「道有林」を「森林環境室」「道有林課」「道有林北全植」に、「砂防災まちづくり
害課」「砂防まち推」を「砂防災害課」「砂防」に改める。

附 則

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。